

みやぎ米省エネ化緊急対策事業費（「省エネルギー化を図る穀類乾燥機の購入支援」
および「穀類乾燥機のメンテナンスによる燃焼効率の向上支援」）補助金交付要綱

（趣旨）

第1 県は、新型コロナウイルス感染症による燃油価格高騰に対応し、県の基幹品目である水稲の生産者が、燃油価格の高騰による影響を受けにくい水稲生産への転換を図るため、予算の範囲内において、みやぎ米省エネ化緊急対策事業費補助金（以下「本事業費補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付対象等）

第2 本事業費補助金の交付対象となる事業実施主体、経費及び補助率等は、別表のとおりとする。ただし、算出された金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

（1）事業実施計画書（別紙1〈省エネルギー化を図る穀類乾燥機の購入支援〉又は別紙2〈穀類乾燥機のメンテナンスによる燃焼効率の向上支援〉）

（2）経費の配分及び負担区分（別紙3）（申請補助金額及び算出基礎）

（3）収支予算書（別紙4〈省エネルギー化を図る穀類乾燥機の購入支援〉のみ）

（4）実施設計書（別紙5〈省エネルギー化を図る穀類乾燥機の購入支援〉のみ）

（5）暴力団排除に関する誓約書（別紙6）

（6）県税納税証明書

（7）その他知事が必要と認める書類

3 次のいずれかに該当する事業実施主体は、交付申請をすることができない。

（1）暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等

（2）県税に未納がある者

4 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警察本部長宛て照会することができる。

（交付の条件）

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

（1）補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げる以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。

（2）補助事業を中止又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。

（3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（実績報告）

第5 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとし、提出は、交付事業完了の日から1か月を経過した日又は令和5年2月24日のいずれか早い日までとする。

2 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績報告書（別紙1〈省エネルギー化を図る穀類乾燥機の購入支援〉又は別紙2〈穀類乾燥機のメンテナンスによる燃焼効率の向上支援〉）
- (2) 経費の配分及び負担区分（交付決定額及び算出基礎）（別紙2）
- (3) 収支精算書（別紙3）
- (4) 出来高設計書（別紙5〈省エネルギー化を図る穀類乾燥機の購入支援〉のみ）
- (5) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付方法）

第6 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により、概算払により交付することが出来るものとし、その請求書の様式は、別記様式第5号によるものとする。

（処分の制限を受ける財産）

第7 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用が増加した機械及び器具であって、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産。
- (2) その他知事が補助金の交付の目的を達成するために特に必要と認めるもの

（処分の制限を受ける期間及び内容）

第8 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とし、期間内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づく財産処分として、当該機器等を当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、別記様式第6号による取得財産処分申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、知事は、取得財産を処分することにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

2 当該機器等の取得価額が50万円未満の場合にあっても、前項に準じた処分制限期間及び内容の取扱いとする。

（帳簿及び書類の備付け等）

第9 補助事業者は、補助対象事業等に関する帳簿及び種類を備え付け、これを補助事業等の完了又は廃止した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

ただし、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で第8の処分の制限を受ける期間を経過しない場合においては、財産の管理の状況を明らかにするため、別記様式第7号の財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

（事業名の掲示）

第10 この補助事業により設置、又は導入された機器等には、補助事業実施年度と事業名を掲示又は記入するものとする。

(書類の提出及び経由)

- 第 11 この要綱により知事に提出する書類は、事業実施箇所を所轄する地方振興事務所長（以下「所長」という。）を経由するものとし、所長はその写しを保管するものとする。
- 2 事業実施箇所が複数の圏域にまたがる場合は、その主たる事業実施箇所を所轄する所長を経由するものとする。

(運営状況報告)

- 第 12 知事は、この補助事業により導入された機器等の運営状況等について、事業実施後 3 年間について報告を求めることができる。

(その他)

- 第 13 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 8 月 1 0 日から施行し、令和 4 年度予算にかかる補助金に適用する。